

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準（以下「共通基準」という。）を定め、保険料についても特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定している。

この度、国から示された諸係数、東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえ、共通基準の基準保険料率を見直し、これに基づき令和4年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 改定の基本的考え方

ア 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置について

- (ア) 令和4年度の保険料率は、共通基準に基づく基準保険料率等によることとした。
- (イ) 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く。）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めている。
- (ウ) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な社会情勢を鑑み、保険料を抑制しつつ、財政規律を一定程度確保する観点から、激変緩和措置割合を令和2年度同様96%に維持することとした。
- (エ) 令和4年度は、本来、納付金の97.3%を賦課総額として保険料算定を行うこととなるが、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対応するため、医療分に当該医療費概算額106億円を追加で一般財源から投入する。
- (オ) 引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

イ 賦課割合について

- (ア) 平成30年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を50:50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。
- (イ) その結果、特別区における令和4年度の賦課割合は58:42となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割58:均等割42とする。

(3) 改定内容等

別紙1のとおり

(4) 参考資料

- ア 令和4年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（別紙2）
- イ 特別区国保における保険料率等の推移（別紙3）
- ウ 令和4年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙4）
- エ 確定係数により都が示す文京区の算定結果について（別紙5）

(5) 実施日

令和4年4月1日

2 国による国民健康保険制度等の改正について

(1) 趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）等による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、必要な改正を行う。

(2) 改定内容等（別紙6）

- ア 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入
- イ 国民健康保険料の基礎賦課額等に係る賦課限度額の見直し
- ウ その他、文言の整理

3 今後のスケジュール

令和4年3月24日

厚生委員会にて報告及び文京区国民健康保険条例の一部改正の議案審査（予定）

令和4年度

特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		〔参考〕 令和3年度
根 拠	医療分	特別区国民健康保険事業の調整に関する 共通基準		同 左
	支援金分			
	介護分			
賦 課 割 合	医療分	各区において基準保険料率 から逆算した所得割と均等 割の割合	所得割 63	同 左
	支援金分		均等割 37	
	介護分	各区において均等割から逆 算した所得割との割合	所得割 60 均等割 40	所得割 62 均等割 38 所得割 59 均等割 41
賦 課 限 度 額	医療分	65万円		63万円
	支援金分	20万円		19万円
	介護分	17万円		同 左
保 険 料 率	医療分	所得割料率	7.16/100	7.13/100
		均等割額	42,100円	38,800円
	支援金分	所得割料率	2.28/100	2.41/100
		均等割額	13,200円	同 左
	介護分	所得割料率 (各区で算定する率)	2.09/100	2.12/100
		均等割額	16,600円	17,000円
低所得者の 均等割減額 (減額する額)	医療分	7割減額	29,470円	27,160円
		5割減額	21,050円	19,400円
		2割減額	8,420円	7,760円
	支援金分	7割減額	9,240円	同 左
		5割減額	6,600円	
		2割減額	2,640円	
	介護分	7割減額	11,620円	11,900円
		5割減額	8,300円	8,500円
		2割減額	3,320円	3,400円
未就学児の 均等割減額 (減額する額)	医療分	低所得者軽減なし世帯	21,050円	/
		7割減額世帯 (+1.5割減額)	6,315円	
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	10,525円	
		2割減額世帯 (+4割減額)	16,840円	
	支援金分	低所得者軽減なし世帯	6,600円	
		7割減額世帯 (+1.5割減額)	1,980円	
		5割減額世帯 (+2.5割減額)	3,300円	
		2割減額世帯 (+4割減額)	5,280円	

令和4年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

令和4年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数、1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、令和4年2月の特別区長会で報告し、了承を得たところである。

1 令和4年度基準保険料率算定における基本的な考え方（4年2月特別区長会了承事項）

【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な社会情勢を鑑み、保険料を抑制しつつ、財政規律を一定程度確保する観点から、激変緩和措置期間は、当初定めた6年間のまま、延長しないこととしたうえで、激変緩和措置割合を令和2年度同様96%に維持することとした。

令和4年度は、本来、納付金の97.3%を賦課総額として保険料算定を行うこととなるが、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対応するため、医療分に当該医療費概算額106億円を追加で一般財源から投入する。

引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

※ 特別区の激変緩和措置額：約188億円

医療分 約163億円、支援金分 約17億円、介護分 約8億円

【賦課割合】

平成30年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を50:50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。

その結果、特別区における令和4年度の賦課割合は58:42となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割58:均等割42とする。

2 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は 1,821,169 人と見込む。〔前年度比▲67,084 人（▲3.55%）〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。

医療分	195,704,879 千円	〔前年度比 6,290,926 千円（3.32%）〕
支援金分	60,964,893 千円	〔前年度比▲2,165,898 千円（▲3.43%）〕
介護分	28,478,589 千円	〔前年度比▲546,399 千円（▲1.88%）〕
- ③ 特別区の激変緩和措置額を約 188 億円と見込む。
- ④ 賦課総額については、以下のとおりである。

医療分	182,702,021 千円	〔前年度比 6,361,417 千円（3.61%）〕
支援金分	57,349,237 千円	〔前年度比▲2,318,018 千円（▲3.88%）〕
介護分	27,011,599 千円	〔前年度比▲788,252 千円（▲2.84%）〕
- ⑤ 保険料算定の所得額について、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であることを踏まえ、令和3年度比0%増を見込んだ額とする。

3 令和4年度基準保険料率（4年2月特別区長会了承事項）

- ① 医療分・支援金分
 - (1) 1人当たり保険料 131,813 円〔前年度比 6,824 円増（5.46%増）〕
 - (2) 所得割率 9.44%〔前年度比 0.10 ポイント減〕
 - (3) 均等割額 55,300 円〔前年度比 3,300 円増（6.35%増）〕
 - (4) 賦課限度額 85 万円
〔医療分 65 万円（前年度 63 万円）、支援金分 20 万円（前年度 19 万円）〕
- ② 介護分
 - (1) 均等割額 16,600 円〔前年度比 400 円減（2.4%減）〕
 - (2) 賦課限度額 17 万円（前年度と同額）

特別区国保における保険料率等の推移

【医療分&支援金分】

		令和4年度 (案)		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
保 險 料 率 等	所得割率	9.44%		9.54%		9.43%		9.49%		9.54%		9.43%	
	医療分	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%
	支援金分												
	均等割額	55,300円		52,000円		52,800円		52,200円		51,000円		49,500円	
	医療分	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円
	支援金分												
賦課限度額		850,000円		820,000円		820,000円		800,000円		770,000円		730,000円	
医療分	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円	
1人当たり保険料		131,813円		124,989円		126,202円		125,174円		121,988円		118,441円	
医療分	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	6,824円		▲1,213円		1,028円		3,186円		3,547円		7,252円	
	率	+5.46%		▲0.96%		+0.82%		+2.61%		+2.99%		+6.52%	

【介護分】

		令和4年度 (案)		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		57:43		54:46		53:47		50:50	
保 險 料 率 等	均等割額	16,600円		17,000円		15,600円		15,600円		15,600円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		160,000円		160,000円		160,000円	
1人当たり保険料		39,567円		40,879円		35,950円		33,550円		32,885円		30,986円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	▲1,312円		4,929円		2,400円		665円		1,899円		1,499円	
	率	▲3.21%		+13.71%		+7.15%		+2.02%		+6.13%		+5.08%	

令和4年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

別紙4

保険料率等 (旧ただし書方式)	4年度 基準保険料率(最終案)			3年度 基準保険料
	(内訳)			
	58:42	58:42	58:42	58:42
	医療+支援分	医療分	支援金分	医療+支援分
所得割率	9.44%	7.16%	2.28%	9.54%
均等割額	55,300	42,100	13,200	52,000
1人当たり保険料額	131,813	100,322	31,491	124,989
賦課限度額	850,000	650,000	200,000	820,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
4年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	0	44,368	138,768	216,648	295,944	376,184	456,424	539,496
		均等割分	16,590	16,590	44,240	55,300	55,300	55,300	55,300	55,300	55,300
	保険料〔b〕(医療+支援)	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	990	990	2,170	1,830	1,006	166	-684	-1,534	-2,414	-3,364
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.063	1.063	1.025	1.010	1.004	1.000	0.998	0.997	0.996	0.995

均等割軽減 ⑦:-38,710 ⑦:-38,710 ②:-11,060

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
4年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	0	44,368	138,768	216,648	295,944	376,184	456,424	539,496
		均等割分	33,180	33,180	55,300	110,600	110,600	110,600	110,600	110,600	110,600
	保険料〔b〕(医療+支援)	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	1,980	1,980	2,830	5,130	4,306	3,466	2,616	1,766	886	-64
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.063	1.063	1.029	1.021	1.013	1.009	1.005	1.003	1.001	1.000

均等割軽減 ⑦:-77,420 ⑦:-77,420 ⑤:-55,300

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		15,600	27,908	136,906	203,686	274,282	350,602	426,922	507,058	592,918	683,548
4年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,888	84,016	150,096	219,952	295,472	370,992	450,288	535,248
		均等割分	16,590	27,650	55,300	55,300	55,300	55,300	55,300	55,300	55,300
	保険料〔b〕(医療+支援)	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	990	1,630	2,410	1,710	970	170	-630	-1,470	-2,370	-3,320
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.063	1.058	1.018	1.008	1.004	1.000	0.999	0.997	0.996	0.995

均等割軽減 ⑦:-38,710 ⑤:-27,650

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		31,200	53,908	168,106	255,686	326,282	402,602	478,922	559,058	644,918	735,548
4年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,888	84,016	150,096	219,952	295,472	370,992	450,288	535,248
		均等割分	33,180	55,300	88,480	110,600	110,600	110,600	110,600	110,600	110,600
	保険料〔b〕(医療+支援)	33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	1,980	3,280	4,390	5,010	4,270	3,470	2,670	1,830	930	-20
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.063	1.061	1.026	1.020	1.013	1.009	1.006	1.003	1.001	1.000

均等割軽減 ⑦:-77,420 ⑤:-55,300 ②:-22,120

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
4年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,888	84,016	150,096	219,952	295,472	370,992	450,288	535,248
		均等割分	41,475	69,125	110,600	138,250	138,250	138,250	138,250	138,250	138,250
	保険料〔b〕(医療+支援)	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	-5,325	-8,895	-15,090	-19,340	-20,080	-20,880	-21,680	-22,520	-23,420	-15,228
	対前年度比〔b〕/〔a〕	0.886	0.889	0.928	0.937	0.947	0.954	0.959	0.963	0.966	0.980

均等割軽減 ⑦:-116,130 ⑤:-82,950 ②:-33,180

確定係数により都が示す文京区の算定結果について

1 納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和3年度		4,417,706,094	1,536,834,077	681,809,944	6,636,350,115
令和4年度		4,573,273,598	1,398,439,943	640,406,715	6,612,120,256
前年度との差	金額	155,567,504	▲ 138,394,134	▲ 41,403,229	▲ 24,229,859
	率	3.52%	▲ 9.01%	▲ 6.07%	▲ 0.37%

2 一人当たり納付金額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和3年度		110,429	38,416	48,283	197,128
令和4年度		124,412	38,043	46,951	209,406
前年度との差	金額	13,983	▲ 373	▲ 1,332	12,278
	率	12.66%	▲ 0.97%	▲ 2.76%	6.23%

3 一人当たり保険料額の比較

単位:円

		医療分	支援金分	介護分	合計
令和3年度		100,180	34,011	43,940	178,131
令和4年度		110,886	32,987	42,241	186,114
前年度との差	金額	10,706	▲ 1,024	▲ 1,699	7,983
	率	10.69%	▲ 3.01%	▲ 3.87%	4.48%

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した数値であり、実際の保険料とは異なる

4 標準保険料率の比較

	医療分		支援金分		介護分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
令和3年度	7.12	41,881	2.48	14,250	2.49	18,208
令和4年度	7.69	45,307	2.37	13,555	2.31	16,794
前年度との差	0.57	3,426	▲ 0.11	▲ 695	▲ 0.18	▲ 1,414
		8.18%		▲ 4.88%		▲ 7.77%

※上記数値は、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なる

国による国民健康保険制度の改正について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）等による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、条例改正等の手続きを行う。

1 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入

(1) 概要

国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割）と応能（所得割）に応じて設定されている。なお、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において、令和4年度から子どもの均等割保険料を軽減する。

(2) 軽減措置スキーム

ア 対象

全世帯の未就学児

イ 軽減割合

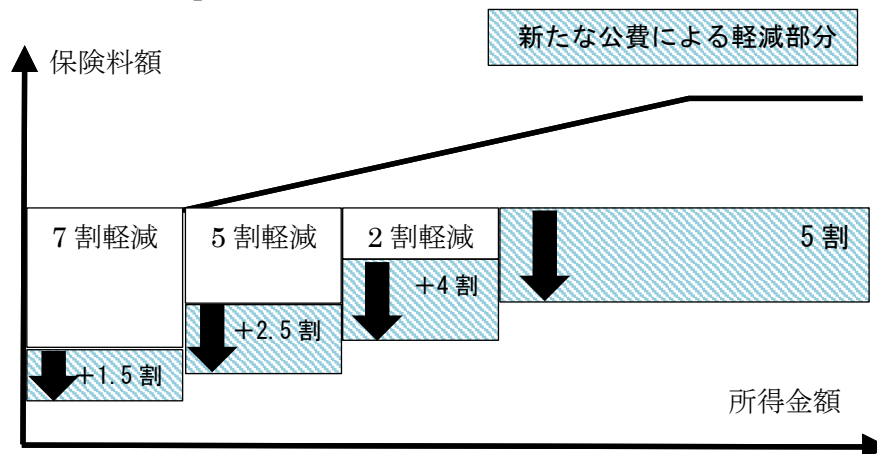
当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を軽減する。

なお、低所得者軽減世帯においては、例えば7割軽減世帯の未就学児の場合、残りの3割の2分の1を減額し、8.5割軽減とする。

ウ 国・地方の負担割合

国（1/2）、都（1/4）、区（1/4）

【軽減イメージ】



2 国民健康保険料の基礎賦課額等に係る賦課限度額の見直し

(1) 概要

医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料の引上げにより必要な保険料を確保することとすれば、中間所得層の負担が重くなる。【イメージ図①参照】

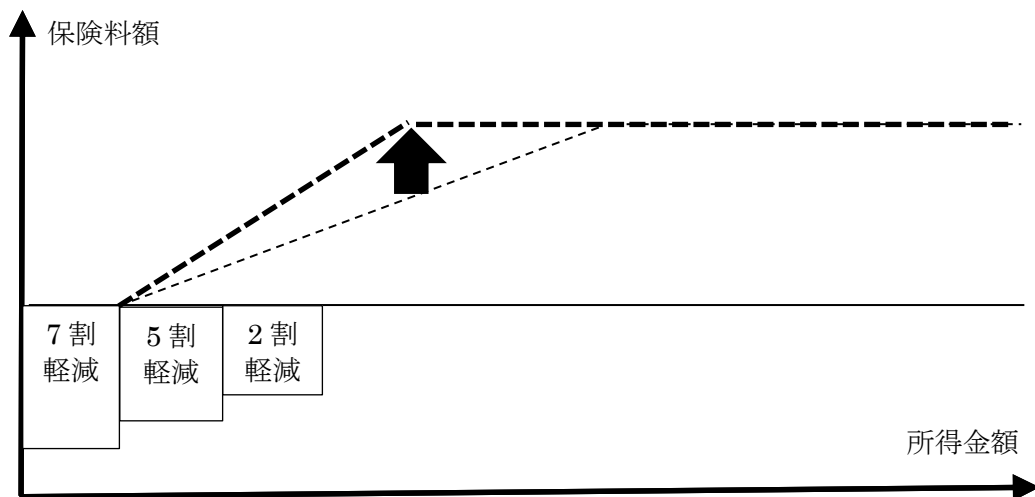
したがって、国民健康保険料の賦課限度額を引上げることで、高所得者層により多く負担いただくことになるものの、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図②参照】

(2) 改正内容

ア 医療分賦課限度額を 65 万円（現行 63 万円）に引上げる

イ 支援金分賦課限度額を 20 万円（現行 19 万円）に引上げる

【イメージ図① 保険料率の引上げ】



【イメージ図② 保険料率及び賦課限度額の引上げ】

